

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		大平まちづくり交流センター利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市大平まちづくり交流センター条例第6条、第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市大平まちづくり交流センター条例第6条、第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市大平まちづくり交流センターの利用承認申請に対する承認（条例第6条）</p> <p>(1) 大平まちづくり交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(2) 市長は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>2 栃木市大平まちづくり交流センターの利用承認基準（条例第7条）</p> <p>市長は、交流センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) その他交流センターの管理上支障があると認めるとき。</p>	